

紀の川市過疎地域持続的発展計画(案)に係る 市民意見(パブリックコメント)の募集について

令和7年度末に紀の川市過疎地域持続的発展計画の計画期限を迎えます。今後過疎地域の生活環境の向上や地域活力の維持・発展を目指すため、令和8年度～令和12年度を計画期間とする次期「紀の川市過疎地域持続的発展計画」を策定いたします。

この度、計画案がまとまりましたので、市民の皆様に公表し、ご意見を募集いたします。

●計画の名称

紀の川市過疎地域持続的発展計画

●意見募集期間

令和7年9月17日(水)～令和7年10月17日(金)

●募集対象者

- ・ 市内に住所を有する人
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- ・ 市内にある事務所又は事業所に勤務する人
- ・ 市内にある学校に在学する人
- ・ 本市に対して納税義務を有する人
- ・ 本市で事業活動その他の活動を行う個人及び団体
- ・ その他実施機関が必要と認める人

●閲覧方法・場所

- ・ 市ホームページ
- ・ 紀の川市役所 企画経営課(本庁舎3階)、各支所・出張所
午前8時45分から午後5時30分まで(土・日・祝日を除く)

●意見の提出方法

所定の意見用紙に住所、氏名、その他必要事項、意見を記載いただき、次の方法で
令和7年10月17日(金)までに提出してください。

提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参のいずれかで提出してください。

※口頭や電話、および匿名での受付は行っておりません。

(1) 郵送 〒649-6492 紀の川市西大井338番地 紀の川市役所 企画経営課

(2) ファクシミリ 0736-77-4910

(3) 電子メール k030600-001@city.kinokawa.lg.jp (企画経営課メールアドレス)

* 件名は『紀の川市過疎地域持続的発展計画(案)意見書』としてください。

●提出いただいた意見の取り扱い

- ・ 提出いただいた意見に対して、個別に回答は行いません。
- ・ 提出いただいた意見は、内容を簡潔にまとめ、意見に対する市の考え方を付して、市ホームページにて公表します。その際、意見提出者の氏名などの個人情報是非公開とします。
- ・ 提出いただいた意見を考慮し、必要に応じて計画案の修正を行います。

●お問い合わせ先

紀の川市役所 企画経営課
電話: 0736-77-2511(代表)